

福島工業高等専門学校

目 次

I	認証評価結果	2-(5)-3
II	基準ごとの評価	2-(5)-4
	基準1 高等専門学校の目的	2-(5)-4
	基準2 教育組織（実施体制）	2-(5)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(5)-9
	基準4 学生の受入	2-(5)-12
	基準5 教育内容及び方法	2-(5)-15
	基準6 教育の成果	2-(5)-22
	基準7 学生支援等	2-(5)-25
	基準8 施設・設備	2-(5)-28
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(5)-30
	基準10 財務	2-(5)-33
	基準11 管理運営	2-(5)-35
<参 考>		2-(5)-37
i	現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	2-(5)-39
ii	目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	2-(5)-40
iii	自己評価の概要（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	2-(5)-42
iv	自己評価書等	2-(5)-47

I 認証評価結果

福島工業高等専門学校は、大学評価・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準を満たしている。

当該高等専門学校の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 専攻科課程においては、社会からの要請等に対応するため、工学系の機械・電気システム工学専攻及び物質・環境システム工学専攻の学生にビジネス系の科目を履修させ、ビジネス系のビジネスコミュニケーション学専攻の学生に工学系の科目を履修させることにより、複眼的な視野をもつ職業人の養成を目的とするシナジー（協働）教育が行われており、修了後の実効性が現れていることから、教育の目的に沿った成果や効果が上がっている。
- 創造性を育む教育方法の工夫として、準学士課程2年次の必修科目である「ミニ研究」では、「ミニ研究発表会」を開催し、ポスターセッション形式で研究発表が行われており、「自分で調べる・考える・実施する・文章にまとめる・報告する・人前で発表する」という実践体験を通して、創造性を育むための教育がなされているほか、機械工学科の「創作実習」、コミュニケーション情報学科の「セミナー」等の授業科目において創造性を育む教育方法の工夫がなされている。
- 専攻科課程においては、すべての専攻で、企業等での就業体験を通じて、専門分野における高度な知識・技術に触れながら実務能力を高めることを目的として、長期（約1か月間）のインターンシップが必修科目として実施されており、実務能力の向上や職業観の形成などの成果や効果が上がっている。
- 卒業（修了）生の就職率（就職者数／就職希望者数）が高く、就職先の業種は、主に製造業、建設業、運輸・通信業、サービス業など、各学科・専攻の専門性を活かし、各学科・専攻で養成する人材像に沿った業種となっている。また、進学率（進学者数／進学希望者数）も高く、進学先は、専攻科や工学系の学部、工学系や情報系の大学院が中心となっており、各学科・専攻の専門性を活かし、各学科・専攻で養成する人材像に沿った進路先となっていることから、教育の目的に沿った成果や効果が十分に上がっている。

II 基準ごとの評価

基準 1 高等専門学校の目的

- 1-1 高等専門学校の目的（高等専門学校の使命、教育研究活動を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、高等専門学校一般に求められる目的から、はずれるものでないこと。
- 1-2 目的が、学校の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 目的として、高等専門学校の使命、教育研究活動を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等が、明確に定められているか。

学校の目的として、「教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」が、専攻科の目的として、「高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において学際的領域や広い視野に目を向けた高度な専門的学術を教授研究し、もって豊かな教養と人格を備え、広く産業の発展に寄与する人材を育成すること」がそれぞれ学則に定められている。

また、学校の教育理念として、「広く豊かな教養と人間力の育成」、「科学技術の基礎的素養と創造性及び実践性の育成」及び「固有の才能の展開と国際的視野及びコミュニケーション能力の育成」が定められているほか、学習・教育目標として「地球的視野から人や社会や環境に配慮できる能力を養うために、倫理・教養を身につける」、「工学およびビジネスの幅広い基礎知識の上に、融合・複合的な専門知識を修得し、知識創造の時代に柔軟に対応できる能力を身につける」、「工学系科目ービジネス系科目の協働（シナジー）効果により、複眼的な視野を持って自ら工夫して新しい産業技術を創造できる能力を身につける」、「情報収集や自己学習を通して常に自己を啓発し、問題解決のみならず課題探究する能力を身につける」、「モノづくりやシステムデザイン能力を養うことにより、創造的実践力を身につける」、「情報技術を活用して、国際社会で必要なコミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力を身につける」の6項目が定められている。

さらに、養成する人材像が学校として定められているほか、準学士課程の各学科及び専攻科課程の各専攻においても「目標と養成する人材像」として、それぞれ定められている。また、卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力が準学士課程、専攻科課程それぞれ定められている。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

1-1-② 目的が、学校教育法第70条の2に規定された、高等専門学校一般に求められる目的から、はずれるものでないか。

目的は、学校教育法第70条の2に規定された「高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする」を踏まえて策定されていることから、高等専門学校一般に求められる目的からはずれるものではないと判断する。

1-2-① 目的が、学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

学生及び教職員に対して、教育理念、学習・教育目標、養成する人材像、専攻科課程の修了時に身に付けるべき学力や資質・能力を掲載した学校要覧、学生便覧等が配付されているほか、教室、ゼミ室及び会議室等に掲示することにより目的の周知を図っている。ただし、学校要覧、学生便覧等に掲載されている準学士課程の卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力については、現在定められているものと異なる表現となっており、今後、学校要覧、学生便覧等を作成する際には、記載事項を改め、周知を図る必要がある。

また、学生及び教職員を対象に教育理念、学習・教育目標、養成する人材像、卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力の周知状況を把握するためのアンケート調査を実施しており、その結果から周知されている状況にある。

これらのことから、目的が、学校の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

教育理念、学習・教育目標、養成する人材像、卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力はウェブサイトに掲載されている。また、教育理念、学習・教育目標、養成する人材像、卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力が掲載された学校要覧は、福島県内や近隣の県の中学校などに配付されている。さらに、一日体験入学や中学校・高校での学校説明会等の機会に教育理念等について説明が行われている。

これらのことから、目的が、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

(注)

評価の観点に用いている学校教育法の条項については、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号、施行日：平成19年12月26日）」施行に伴い、学校教育法第70条の2は第115条になった。

しかしながら、本評価結果においては、高等専門学校の自己評価書の提出日が「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行日以前であり、また自己評価書と評価結果の整合性を図るため、改正前の条項を用いている。

基準 2 教育組織（実施体制）

- 2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成（学科、専攻科及びその他の組織）が、目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

進学士課程は、機械工学科、電気工学科、物質工学科、建設環境工学科及びコミュニケーション情報学科の5学科で構成されている。

機械工学科では「機械工業のみならず一般産業を含めた広い分野において科学技術の進展に対処できる機械技術者の育成」を、電気工学科では「電気・電子・情報技術を中心として産業界のさまざまな分野で活躍できる技術者の育成」を、物質工学科では「時代のニーズに即した種々の機能性材料を開発、生産する化学、医薬品、食品工業をはじめ、機械、電気、電子工業などの素材技術者の育成」を、建設環境工学科では「建設技術の基礎の上に、自然環境に配慮しながら持続可能な開発や社会基盤施設の建設に対応できるシビルエンジニアの育成」を、コミュニケーション情報学科では『『ビジネス』、『英語』、『情報』に重点を置いたコミュニケーション科学に関する教育・研究により、ビジネス社会の現場で活躍できる人材の育成』をそれぞれ「目標と養成する人材像」としている。

これらの各学科が掲げる「目標と養成する人材像」は、学校の教育理念、学習・教育目標及び養成する人材像と整合性を持つものとなっている。

これらのことから、学科の構成は、教育の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 専攻科を設置している場合には、専攻科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

専攻科課程は、機械・電気システム工学専攻、物質・環境システム工学専攻及びビジネスコミュニケーション学専攻の3専攻で構成されている。

機械・電気システム工学専攻では「境界領域分野や高度情報化社会における先端技術の開発や技術移転等にも対応できる『実践的技術プロフェッショナル』の養成」を、物質・環境システム工学専攻では「自己の専門領域を超え、環境への影響に配慮しつつ先端技術に柔軟に対応できるスキルを身につけた『実践的技術プロフェッショナル』の養成」を、ビジネスコミュニケーション学専攻では「工学的知識を獲得し利用できるスキル、国際社会に対応したビジネスコミュニケーション能力、モノづくりの生産ラインに係わるマーケットリサーチ、企画、開発、生産、流通管理、販売の実務能力を併せ持ち、地域に根ざしたグローバルな視点を持つ『実践的ビジネスプロフェッショナル』の養成」をそれぞれ「目標と養成する人材像」としている。

これらの各専攻が掲げる「目標と養成する人材像」は、学校の教育理念、学習・教育目標及び養成する人材像と整合性を持つものとなっている。

これらのことから、専攻科の構成は、教育の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-③ 全学的なセンター等を設置している場合には、それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

全学的なセンターとして、情報処理教育センター及び地域環境テクノセンターが設置されている。

情報処理教育センターは、低学年のコンピュータリテラシーに対する情報処理基礎教育、準学士課程高学年の情報処理応用教育及び専攻科課程の教育・研究のために活用されている。

地域環境テクノセンターは、「本校における産学官民交流の拠点とし、かつ、地域の活性化を図るとともに人材の養成に資すること」を主な目的としており、教育面では主に環境工学関連の実験・実習、卒業研究及び特別研究等の実施に活用されている。

これらのことから、各センターは、教育の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教育課程全体を企画調整するための検討・運営体制及び教育課程を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動を行っているか。

教育課程全体を企画調整するための検討・運営体制及び教育課程を有効に展開するための検討・運営体制として、準学士課程に教務委員会が、専攻科課程に専攻科委員会が設置されている。また、教育活動等に係る重要事項については、これらの委員会からの提案等を受け、運営会議の議を経て校長が決定する体制が整備されている。

教務委員会、専攻科委員会及び運営会議では、特別学修による単位認定等の内規の改定、「ベンチャービジネス論」等のシナジー科目の必修化など、教育課程の編成に係る事項の審議が行われている。

これらのことから、教育活動を展開する上で必要な運営体制が整備され、必要な活動を行っていると判断する。

2-2-② 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われているか。

一般科目の担当教員と専門科目の担当教員との話し合いが定期的に行われ、教員間の連携が図られており、数学や物理等の理数系科目の内容やその進度が専門科目を履修する上で適切であるかなどの検討が行われている。また、教科連絡会では、国語や英語などの一般科目の内容が文章作成能力や英語論文の講読及びプレゼンテーション能力を身に付ける上で適切かつ有効に活かされているかなどの検討が行われている。

これらのことから、一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が機能的に行われていると判断する。

2-2-③ 教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。

準学士課程では、一般科目の担当教員が低学年（1～2年次）、専門科目の担当教員が高学年（3～5年次）の学級担任となり、担当クラスの運営や学習指導及び生活指導等を行っている。また、低学年の学級担任は、2年間の担任終了後当該クラスの顧問となり、高学年の学級担任を補佐する体制となっている。クラス運営や学生の教育及び生活指導上の諸問題を解決するための意見交換及び情報交換の場として学級担任連絡会議が、年2回（前期と後期）、教務、学生、寮務の各主事と全学級担任の出席により開催されている。さらに、必要に応じて学年主任が主催する学年ごとの担任連絡会議が開催され、当該学年のクラスに共通する問題についての対応等が協議されている。

専攻科課程では、各専攻長が担任業務を兼任し、個々の学生の進路指導や生活指導を行う体制となっている。

福島工業高等専門学校

クラブ活動の顧問に対しては、必要に応じて外部コーチを配置しているほか、遠征旅費の一部補助等の支援が行われている。

これらのことから、教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員が適切に配置されているか。

一般科目担当教員として専任教員24人、非常勤講師18人が配置されている。

卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力のうち、主に一般科目が担っている「人や社会や環境に配慮できる能力を養うための、倫理・教養」、「情報技術を活用したプレゼンテーション能力とコミュニケーション能力」を達成するために設定された授業科目と整合性を持つ専門分野の専任教員及び非常勤講師が配置されており、特に「コミュニケーション能力」を養成するために、英語を担当する一般教科の専任教員に加え、外国人のネイティブスピーカー4人が非常勤講師として配置されている。また、ビジネス系の学科であるコミュニケーション情報学科が設置されていることから、人文・社会系科目を担当する専任教員が多く配置されている。

これらのことから、教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員が適切に配置されていると判断する。

3-1-② 教育の目的を達成するために必要な各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。

専門科目担当教員として専任教員54人、非常勤講師23人が配置されている。

卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力を達成するために設定された授業科目と整合性を持つ専門分野の専任教員及び非常勤講師が配置されており、特に、卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力のうち「モノづくりやデザイン能力を生かした、創造的実践力」と学校の「養成する人材像」としている「実践的技術者」（機械工学科、電気工学科、物質工学科、建設環境工学科）、「実践的ビジネスマン」（コミュニケーション情報学科）に対応して、博士の学位を有する者、企業等において技術者としての実務経験を有する者、技術士や税理士の資格を有する者が適切に配置されている。

これらのことから、教育の目的を達成するために必要な専門科目担当教員が適切に配置されていると判断する。

3-1-③ 専攻科を設置している場合には、教育の目的を達成するために必要な専攻科の授業科目担当教員が適切に配置されているか。

専攻科の授業科目担当教員は「福島工業高等専門学校専攻科を担当する教員に関する要項」に基づき選考された準学士課程の一般科目及び専門科目を担当する専任教員が兼担しているほか、非常勤講師が3人配置されている。修了時に身に付けるべき学力や資質・能力を達成するために設定された授業科目と整合性を持つ専門分野の教員が、博士の学位取得者を中心に配置されている。また、修了時に身に付けるべき

学力や資質・能力及び学校の「養成する人材像」に対応して、企業等において技術者としての実務経験を有する者や技術士、税理士の資格を有する教員を複数配置するとともに、専攻科の特色である「シナジー（協働）教育」や「技術経営（MOT）教育」に配慮して生産管理や技術経営を専門とする教員が配置されている。

これらのことから、教育の目的を達成するために必要な専攻科の授業科目担当教員が適切に配置されていると判断する。

3-1-④ 学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置（例えば、均衡ある年齢構成への配慮、教育経歴や実務経験への配慮等が考えられる。）が講じられているか。

教員組織の活動をより活発化するために、教員の採用に当たっては公募制を導入し、教育実績、企業等での実務経験及び技術士等の資格の取得状況等を考慮している。教員配置の現状から、年齢構成に大きな偏りは生じていない。また、専任教員の在職中における学位取得に対して、内地研究員制度を利用しての大学等への派遣や教育活動を支援するため校務を免除するなどの支援が行われている。さらに、教育活動等で功績のあった教員を表彰する制度を設けており、毎年表彰が行われている。

これらのことから、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用や昇格等に関する規定などが明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。

教員の採用や昇任等に関する規定として「福島工業高等専門学校教員選考基準」及び「福島工業高等専門学校教員選考内規」等が定められており、専攻科担当教員の選考に関しては「福島工業高等専門学校専攻科を担当する教員に関する要項」が定められている。

教員の採用に当たっては、公募制を導入し、教育実績及び業務実績、学位取得状況等を勘案している。専任教員の採用に係る選考の手続きは、「福島工業高等専門学校における教員採用選考の取扱について」に定められており、校長及び当該学科長等で構成される選考会議を置くこととしている。応募者の中から書類審査により複数名の面接選考候補者を選考した後、面接及び教育上の能力を評価するための模擬授業を行い、その結果に基づき、校長が採用候補者を決定し、手続きを経た後、教員の採用が行われており、適切に運用がなされている。

また、昇格に当たっては、教育業績（教育上の能力）、研究業績、校務分掌での経歴及び学位取得状況等の基準を満たすことを条件としている。選考に際しては、「教員選考個人調書」、「著書・論文等一覧」、「著書・論文等の概要」を基に審査が行われており、適切に運用がなされている。

非常勤講師の採用に関しては、「福島工業高等専門学校教員選考基準」に専任講師の基準を準用することが定められており、適切に運用がなされている。

これらのことから、教員の採用や昇格等に関する規定などが明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、実際に評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育活動に関する定期的な評価として、教員による自己評価、教員による相互評価、学生による教員の評価の3項目から構成されている国立高等専門学校教員顕彰実施要項に基づく評価が行われている。また、この評価に加え、教育、学生指導、研究、地域貢献、管理運営に係る自己採点と教育、学生指導、研究、地域貢献、入学者対策、管理運営及びその他に係る自己申告を基に教員の業績評価を行う教員業績

評価システムに基づく評価が行われている。これらの結果は、校長戦略経費等の競争的研究費を配分する際参考にされているとともに、独立行政法人国立高等専門学校機構が実施する教員顕彰への推薦にも活用されているほか、評価の低い教員に対しては、校長が面談を行い、改善を促している。

また、学生による教員の教育内容に関する評価として、FD委員会が主体となり、「授業評価アンケート」が実施されている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、実際に評価が行われており、また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 学校において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

学校において編成された教育課程を展開するために必要な教育支援者として、事務職員が学生課教務係及び図書係に、技術職員が技術部にそれぞれ配置されている。学生課教務係及び図書係には6人の事務職員が配置されており、学生課教務係では、教育課程に関する事務及び学生の成績処理、進級、卒業・修了認定に関する事務を、学生課図書係では学術情報及び図書館資料に関する事務をそれぞれ担当している。技術部には技術職員14人が配置されており、学生の実験・実習の補助及び卒業研究等の技術指導、教員の教育・研究支援等を行っている。

これらのことから、教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

基準 4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者の選抜が、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準 4 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜（例えば、準学士課程入学者選抜、編入学生選抜、留学生選抜、専攻科入学者選抜等が考えられる。）の基本方針などが記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、学校の教職員に周知されているか。また、将来の学生を含め社会に公表されているか。

当校が求める入学者像を示した準学士課程の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）として、「創造的な『モノづくり』に強い興味を持っている人」、「基礎的学習内容を十分に理解し、自ら学ぼうとする人」、「自ら目標を立て、達成に向けて粘り強く努力する人」、「あらゆる物事に興味を持ち、深く探求する人」、「しっかりしたモラルを持ち、まわりの人たちを尊重する人」が定められているほか、各学科の求める入学者像を示した入学者受入方針が定められている。また、専攻科の入学者受入方針として、「専門の知識と基礎技術を有し、より高度な実践的かつ創造的技術を修得する意欲のある人」、「工学と経営の融合した分野に強い興味を持っている人」、「職業人としての倫理観を身につけ、専門分野で地域及び社会の発展に貢献したい人」が定められているほか、各専攻の求める入学者像を示した入学者受入方針が定められている。

教職員に対して周知を図るため、教員会議で資料を配付し説明を行っているほか、入学者受入方針を記載した学校要覧を配付することにより、周知を図っている。周知状況を把握するためにアンケート調査を実施しており、その結果、おおむね周知されている状況にある。

将来の学生を含む社会に対しては、入学者受入方針が記載された入学者募集要項、学校要覧等の刊行物及び学校紹介DVD等の配付や入学者受入方針のウェブサイトへの掲載により公表されているほか、学校説明会、入学者募集に関する説明会、一日体験入学及び中学校訪問等の機会に資料に基づき説明を行っている。

これらのことから、教育の目的に沿って求める学生像等が明確に定められ、学校の教職員に周知され、また、将来の学生を含め社会に公表されていると判断する。

- 4-2-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が適切に実施されているか。

準学士課程の入学者選抜は推薦選抜と学力選抜により実施されている。推薦選抜は、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の「基礎的学習内容を十分に理解し、自ら学ぼうとする人」を反映させるため、「中学校1年次、2年次、3年次1学期及び2学期における国語、社会、数学、理科、英語の5教科の評

定の合計が 84 以上で且つ音楽、美術、保健体育、技術家庭の 4 教科の評定の合計が 60 以上であること」を出願資格の一つとしている。また、入学者受入方針の「創造的な『モノづくり』に強い興味を持っている人」を反映するため、調査書に「モノづくりに関する顕著な成果」の記入欄を設けている。学力選抜は、入学者受入方針の「基礎的学習内容を十分に理解し、自ら学ぼうとする人」を反映させるため、理科、英語、数学、国語、社会の 5 科目すべてを受検科目とし、学力検査の点数と内申点の合計で選抜しており、1 科目でも基準点を下回る科目がある場合には選抜しないこととしている。

準学士課程への編入学者選抜は、これまで専門教育を主とする学科出身の高校生を対象とした「特別編入学」と高等学校での所属学科を問わない「一般編入学」の 2 つを実施していたが、平成 20 年度編入学試験から推薦選抜と学力選抜との 2 つの選抜方法に変更している。

専攻科課程の入学者選抜は、推薦選抜、学力選抜及び社会人特別選抜により実施されている。推薦選抜では、専門科目に関する口頭試問を含む面接の点数と学校長からの推薦書及び調査書の内容を総合的に判定して選抜している。学力選抜では、機械・電気システム工学専攻及び物質・環境システム工学専攻では英語、数学、専門科目の試験及び面接を、ビジネスコミュニケーション学専攻では英語、小論文、専門科目の学力試験及び面接を実施している。入学者の選抜は、学力試験、調査書及び面接の内容を総合的に判定して行っている。社会人特別選抜では、専門科目に関する口頭試問を含む面接と所属長等から提出された推薦書及び調査書の内容を総合判定して選抜している。すべての選抜で面接を実施し、志願者の人物を評価するとともに、口頭試問により各専攻への適性を評価することにより、入学者受入方針に合った学生の選抜を行っている。

準学士課程の入学者選抜及び編入学者の選抜においては、入学試験委員会が選抜基準に基づき原案を作成し、すべての教員が参加する入学者（編入学者）選抜会議での審議結果に基づき校長が決定しており、専攻科課程の入学者選抜においては、専攻科委員会及び専攻科会議での審議結果に基づき校長が決定している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が適切に実施されていると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証しており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかについての検証として、準学士課程における入学者選抜については、入学試験委員会の下部組織である入学者選抜方法等研究専門部会が、入学者の入学試験に関するデータと入学後の学業成績に関するデータの分析を行っている。その分析結果を基に入学者選抜に関する改善案を入学試験委員会に提案し、入学試験委員会がその改善案の審議を行っており、平成 18 年度準学士課程入学者選抜からは、推薦選抜における内申点の順位によらず選抜されていた、特別活動や特技・資格等のポイント上位者の選抜を廃止して、原則として定員のすべてを内申点の上位者から選抜することとする見直しを行った。

専攻科課程の入学者選抜については、検証と改善を専攻科委員会及び専攻科会議において行っている。平成 18 年度入学者選抜では、出願書類に志望調査書を追加するとともに、学力試験科目及び出題範囲の見直しを行っている。また、推薦選抜においては、面接の結果を点数化し、選抜基準を明確化するなどの改善を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証しており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

準学士課程においては、過去5年間の状況から、実入学者数は入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況にはなっていないと判断する。

専攻科課程においては、実入学者数が入学定員を上回っているものの、教育・研究を実施する上で支障がないことから、定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況にはなっていないと判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(準学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、進級・卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。
- 5-4 人間の素養の涵養に関する取組が適切に行われていること。

(専攻科課程)

- 5-5 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
- 5-6 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-7 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-8 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<準学士課程>

5-1-1-① 教育の目的に照らして、授業科目が学年ごとに適切に配置（例えば、一般科目及び専門科目のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程が体系的に編成されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものになっているか。

準学士課程の教育課程は、低学年では基礎学力を養成するため一般科目が多く配置され、学年の進行に伴って専門科目が増えるいわゆるくさび型の教育課程となっている。また、低学年では講義を主とする科目が多く配置され、学年の進行に伴い実験・実習科目が多く配置される構成となっている。

学習・教育目標及び学習・教育目標に基づき準学士課程で設定している卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力の各項目を達成するための授業科目が適切に配置されており、教育課程は体系的に編成されている。また、シラバスには授業科目と教育目標との対応が明記されており、当該授業科目の概要とともに、当該授業科目を履修することにより身に付く力が到達目標として明記されている。また、実際の授業はシラバスに沿って行われており、その内容は適切なものとなっている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、また、授業の内容は教育の目的を達成するために適切なものとなっていると判断する。

5-1-1-② 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学科の授業科目の履修、他高等教育機関との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

学生の多様なニーズや社会からの要請等に対応するため、茨城大学、茨城工業高等専門学校及び福島県内の大学、短期大学と単位互換協定を締結し、「福島工業高等専門学校以外の教育施設における特別学修に関する内規」に基づき、これらの機関で修得した単位の認定が行われている。また、各種資格等についても、同内規に基づき、「特別学修」として単位認定の対象としている。

インターンシップは、工学系学科（機械工学科、電気工学科、物質工学科、建設環境工学科）では必修科目の「校外実習」として単位の認定が行われており、コミュニケーション情報学科では選択科目の「実務研修」として単位の認定が行われている。

これらのことから、学生の多様なニーズや社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、教材の工夫、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、基礎学力不足の学生に対する配慮等が考えられる。）

学習・教育目標及び各学科で定める養成する人材像に照らし、授業科目が配置されており、演習及び実験・実習による授業形態の科目が全体の約4割を占めている。また、低学年では講義科目が多く配置され、学年の進行に伴い実験・実習科目が多く配置される構成となっており、授業形態のバランスは適切である。

建設環境工学科の「地域計画」では、学生が授業のポイント整理と質問・感想を記入する用紙である「キャッチボールシート」を授業ごとに提出させ、授業内容の理解を深めさせるとともに、学生の質問・感想を次回の授業に反映させている。教材の工夫として、機械工学科の「モノづくり基礎」等では、ポケットに入る大きさの「安全ノート」を自作し、工作機械の操作時には必ず携帯させ、作業開始時に該当箇所を音読させることで事故防止に努めているほか、旋盤作業におけるチャック締め付けジグの取り外し忘れによる飛散事故の防止センサーを開発しており、工作機械の安全対策として優れた取組を実施している。また、e-learning 教材開発グループによりビデオ・オン・デマンド（VOD）による e-learning 教材作成システムの開発・構築が行われ、情報関連授業などで e-learning の活用がなされている。特に、物理のVODでは、物理の1年間の授業をすべてビデオ化し、予習、復習及び欠課の補充に対応可能なシステムとなっており、学生が効果的に活用できるよう整備されている。そのほか、実験、実習科目等において少人数教育が、物質工学科の「生命科学」及び建設環境工学科の「地域計画」において対話・討論型授業が行われるなど、様々な学習指導方法の工夫がなされている。

これらのことから、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫が十分になされている。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスには、授業概要、到達目標、教育目標との対応、履修上の注意、授業計画、評価方法等のほか、学修単位についても明示されており、教育課程の編成の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成されている。

また、シラバスは、冊子として学生に配付されているほかウェブサイトにも掲載されている。

学生及び教員に対してシラバスの活用状況を把握するためアンケート調査を実施しており、その結果からは、有効に活用されている状況にある。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 創造性を育む教育方法（PBLなど）の工夫やインターンシップの活用が行われているか。

創造性を育む教育方法の工夫として、準学士課程2年次の必修科目である「ミニ研究」では、指導教員からあらかじめ提示された研究テーマに対する学生の希望に基づき、学生の配属先（研究室）を決定し、

指導が行われている。その成果は、9月下旬に開催されている「ミニ研究発表会」において、ポスターセッション形式で発表されており、「自分で調べる・考える・実施する・文章にまとめる・報告する・人前で発表する」という実践体験を通して、創造性を育むための教育がなされている。機械工学科の「創作実習」では、後期に実施されている「総括実習」において1～3年次の工作実習で学んだ技術を活用して、「市民に役立つモノづくり」を体験させている。コミュニケーション情報学科の「セミナー」では、学科のすべての教員が授業を担当し、企業トレードマークを収集・分析し、架空の企業マークを制作して、そのマークを取り入れた商品の開発や営業ツールの制作を行い、パワーポイントで会社紹介を行う等の内容のセミナー形式での授業が行われている。

インターンシップについては、工学系学科では、4年次の夏季休業期間中におけるインターンシップが、必修科目の「校外実習」として単位の認定が行われており、コミュニケーション情報学科では、選択科目の「実務研修」として単位の認定が行われている。

これらのことから、創造性を育む教育方法の工夫やインターンシップの活用が十分に行われていると判断する。

5-3-① 成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価・単位認定や進級・卒業認定については、「試験及び成績評価に関する規則」が策定されている。「試験及び成績評価に関する規則」は、学生便覧に記載されており、学級担任や授業担当教員を通じて学生への周知が図られている。学生に対して、アンケート調査を行うことにより周知状況の確認が行われており、その結果からおおむね周知されている状況にある。

教員による成績評価については、教務委員会で確認が行われた後、すべての教員が参加する課程修了認定会議及び卒業判定会議で評価の妥当性についての確認が行われている。また、成績評価について、学生からの意見申立ての機会も設けられている。単位認定については、教務委員会、教員会議で確認が行われており、課程修了及び卒業の判定は、教員会議の議を経て校長により認定が適切に行われている。

これらのことから、成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されており、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-4-① 教育課程の編成において、特別活動の実施など人間の素養の涵養がなされるよう配慮されているか。

1年次から3年次まで特別活動が週1回1時間設けられており、3年間で3単位（計90単位時間）、年間実施計画に基づき実施されている。また、毎朝、授業前に全クラスでショートホームルームが実施されているほか、外部講師による学科講演会や実演会、「校外実習」（インターンシップ）事前指導会、見学旅行や体験活動、学校周辺の環境美化活動等の特別活動を通して自主性、責任感及び協調性などの人間の素養を涵養することにより、教育理念に掲げる「健全な人間力の育成」に努めている。

これらのことから、教育課程の編成において、人間の素養の涵養がなされるよう配慮されていると判断する。

5-4-② 教育の目的に照らして、生活指導面や課外活動等において、人間の素養の涵養が図られるよう配慮されているか。

生活指導は、自律的な行動ができる学生の養成を目標に、ルール遵守の徹底やモラルの育成を目的として、学生委員会や学級担任が中心となって行われており、救急救命講習会や交通安全講習会の実施、福島県の学校・警察児童生徒健全育成対策推進制度の活用、地区生徒指導協会の補導活動等を通じた指導が行われている。

課外活動においては、すべてのクラブに顧問教員を配置し、指導・助言を行っている。また、多くの学生がクラブ活動に参加し、その活動を通して責任感、自主性、指導力及び協調性等の人間の素養を涵養している。

これらのことから、生活指導面や課外活動等において、人間の素養の涵養が図られるよう配慮されていると判断する。

<専攻科課程>

5-5-1① 準学士課程の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。

専攻科課程は、機械・電気システム工学専攻、物質・環境システム工学専攻及びビジネスコミュニケーション学専攻の3専攻により構成されている。機械・電気システム工学専攻は機械工学科及び電気工学科を、物質・環境システム工学専攻は物質工学科及び建設環境工学科を、ビジネスコミュニケーション学専攻はコミュニケーション情報学科をそれぞれ基礎として教育課程が編成されており、各学科との連携を考慮した授業科目が配置されている。このことは、「本科と専攻科の科目関連表」により明確に示されている。

これらのことから、準学士課程の教育との連携を考慮した教育課程となっていると判断する。

5-5-1② 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程が体系的に編成されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものになっているか。

学習・教育目標及び学習・教育目標に基づき専攻科課程で設定している修了時に身に付けるべき学力や資質・能力の各項目を達成するための授業科目が適切に配置されており、教育課程は体系的に編成されている。

シラバスには授業科目と教育目標との対応が明記されており、当該授業科目の概要とともに、当該授業科目を履修することにより身に付く力が到達目標として明記されている。また、実際の授業はシラバスに沿って行われており、その内容は適切なものとなっている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成され、また、授業の内容は教育の目的を達成するために適切なものとなっていると判断する。

5-5-1③ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他専攻の授業科目の履修、他高等教育機関との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施等が考えられる。）に配慮しているか。

学生の多様なニーズ等に対応するため、茨城大学、茨城工業高等専門学校及び福島県内の大学等と単位互換協定を締結し、これらの機関で修得した単位の認定が行われているほか、他専攻の授業科目の履修を可能としている。また、すべての専攻で長期（約1か月間）のインターンシップを実施している。

社会からの要請等に対応するため、工学系の機械・電気システム工学専攻及び物質・環境システム工学専攻の学生にビジネス系の科目を履修させるとともに、ビジネス系のビジネスコミュニケーション学専攻の

学生に工学系の科目を履修させることにより、複眼的な視野をもつ職業人の養成を目的とするシナジー(協働)教育が行われている。シナジー(協働)教育に対応する教育課程の編成として、「産業技術特論Ⅰ」、「安全工学特論」、「経営管理論」、「ベンチャービジネス論」、「技術経営論」などの授業科目が、すべての専攻に共通の「専門関連科目」として開設されている。

これらのことから、学生の多様なニーズや社会からの要請等に対応した教育課程の編成に十分配慮していると判断する。

5-6-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、教材の工夫、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。)

専攻科課程の各専攻で養成する人材像である「実践的技術プロフェッショナル」及び「実践的ビジネスプロフェッショナル」の養成のために、講義を主体とした授業科目が配置されており、さらに演習、実験、実習の科目がバランスを考慮して適切に配置されている。

教育内容に応じた学習指導法の工夫として、一般科目「倫理学」でのグループ討議による模擬体験学習、一般科目「倫理学」及び「科学技術史」でのビデオ教材を使用した授業、一般科目「現代英語Ⅱ」でのCALLシステムを用いて、必修語彙や表現の修得、速読、リスニング演習を取り入れ、リスニングやリーディングの能力向上を図る取組、ビジネスコミュニケーション学専攻の「経営学特論Ⅱ」における客員教授による講義や日本銀行等での現地調査などがある。また、専門科目では1クラス10人程度の少人数教育が行われている。

これらのことから、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-6-② 創造性を育む教育方法(PBLなど)の工夫やインターンシップの活用が行われているか。

創造性を育む教育方法の工夫として、ビジネスコミュニケーション学専攻の「製品開発論」では、製品開発を効率的に行うためのプロセス設計、組織化、マネジメントの方法、製品戦略等を系統的に学ぶことにより、企画、設計及び課題を解決するシステムデザイン能力の向上が図られており、「特別セミナー」では、学生が専門とする分野以外のより幅広い知識や技術を習得し、複眼的な視野を身に付けるために、他専攻の指導教員の下でセミナー形式の授業が行われている。また、特別研究の研究成果は、専攻科修了時まで1回以上外部の学会等で発表することを義務付けている。

インターンシップは、実習先の企業等からの実習記録票、学生からの実習報告書及び実習発表会における発表等の内容によって評価及び単位の認定が行われており、企業等での就業体験を通して実務能力の向上や職業観の形成などの成果や効果が上がっている。

これらのことから、創造性を育む教育方法の工夫やインターンシップの活用が十分に行われていると判断する。

5-6-③ 教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示など内容が適切に整備され、活用されているか。

シラバスには、授業概要、到達目標、教育目標との対応、履修上の注意、授業計画、評価方法等のほか、学修単位について明示されており、教育課程の編成の趣旨に沿った適切なシラバスが作成されている。シ

ラバスは、冊子として学生に配付されているほかウェブサイトに掲載されている。学生及び教員に対してシラバスの活用状況を把握するためアンケート調査を実施しており、その結果からは、有効に活用されている状況にある。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-7-① 専攻科で修学するにふさわしい研究指導（例えば、技術職員などの教育的機能の活用、複数教員指導体制や研究テーマ決定に対する指導などが考えられる。）が行われているか。

専攻科における研究指導について、入学後に特別研究のガイダンスが行われており、学生が専攻科担当教員の研究テーマやその内容を理解した上で、特別研究テーマや指導教員を選択できるように配慮されている。特別研究では、学生1人に対し1～2人の指導教員による研究指導が行われており、研究テーマに応じて技術系職員による支援が行われている。修了までの2年間に、学内で中間発表3回と最終発表1回、計4回の特別研究発表会が開催され、その都度、専攻科の授業科目担当教員による評価が行われているほか、学外で市民参加による一般公開の発表会が実施されている。また、学生には学会等での発表が義務付けられている。

これらのことから、専攻科で修学するにふさわしい研究指導が行われていると判断する。

5-8-① 成績評価・単位認定規定や修了認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価・単位認定、修了認定及び再試験の実施については、「試験及び成績評価に関する規則」が策定されている。「試験及び成績評価に関する規則」は、学生便覧に記載されており、学級担任や授業担当教員を通じて学生への周知が図られている。学生に対して、アンケート調査を行うことにより周知状況の確認が行われており、その結果からおおむね周知されている状況にある。

成績評価方法については、シラバスに記載されており、その方法に基づき授業担当教員により成績評価が行われている。また、成績評価について、学生からの意見申立ての機会も設けられており、単位認定及び修了認定は、専攻科会議の議を経て校長により適切に行われている。

これらのことから、成績評価・単位認定規定や修了認定規定が組織として策定され、学生に周知されており、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

<準学士課程>

- 教材の工夫として、機械工学科の「モノづくり基礎」などでは「安全ノート」を自作しているほか、旋盤作業におけるチャック締め付けジグの取外し忘れによる飛散事故の防止センサーを開発するなど、工作機械の安全対策として優れた取組を実施している。また、e-learning教材開発グループにより学校独自にe-learning教材作成システムの開発・構築が行われ、物理や情報関連授業などで学生が効果的に活用できるよう整備されており、これらは特色ある取組である。
- 創造性を育む教育方法の工夫として、準学士課程2年次の必修科目である「ミニ研究」では、「ミニ研究発表会」を開催し、ポスターセッション形式で研究発表が行われており、「自分で調べる・考

える・実施する・文章にまとめる・報告する・人前で発表する」という実践体験を通して、創造性を育むための教育がなされているほか、機械工学科の「創作実習」、コミュニケーション情報学科の「セミナー」等の授業科目において創造性を育む教育方法の工夫がなされている。

<専攻科課程>

- 社会からの要請等に対応するため、工学系の機械・電気システム工学専攻及び物質・環境システム工学専攻の学生にビジネス系の科目を履修させるとともに、ビジネス系のビジネスコミュニケーション学専攻の学生に工学系の科目を履修させることにより、複眼的な視野をもつ職業人の養成を目的とするシナジー（協働）教育が行われており、修了後の実効性が現れていることから、教育の目的に沿った成果や効果が上がっている。
- すべての専攻で、企業等での就業体験を通じて、専門分野における高度な知識・技術に触れながら実務能力を高めることを目的として、長期（約1か月間）のインターンシップが必修科目として実施されており、実務能力の向上や職業観の形成などの成果や効果が上がっている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 高等専門学校として、その目的に沿った形で、課程に応じて、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成する人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われているか。

教務委員会及び専攻科委員会において、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力の達成要件として、単位を修得すべき授業科目を、卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力の項目ごとに各学科・専攻についてそれぞれ定めており、その単位修得状況を確認することにより、達成状況の把握・評価が行われている。

また、準学士課程においては、卒業時に身に付ける学力や資質・能力の達成要件は、準学士課程の卒業要件と同一であり、専攻科課程においては、修了時に身に付ける学力や資質・能力の達成要件は、専攻科課程の修了要件と同一であることから、教員会議又は専攻科会議の議を経て校長により卒業（修了）が認定されたことによっても、卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力が身に付いたと評価している。

これらのことから、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成する人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時などにおいて学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得状況、進級の状況、卒業（修了）時の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作などの内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

各学年や卒業（修了）時などにおいて学生が身に付ける学力や資質・能力について、準学士課程においては、在学生に占める原級留置者及び退学者の割合が低く、卒業要件を満たし卒業する者の割合が高い状況にあり、専攻科課程においては、修了要件を満たし修了する者の割合が高い状況にある。

これらのことから、各学年や卒業（修了）時などにおいて学生が身に付ける学力や資質・能力について、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

準学士課程では、就職率（就職者数／就職希望者数）が高く、就職先の業種は、主に製造業、建設業、運輸・通信業、サービス業など、各学科の専門性を活かし、各学科で養成する人材像に沿った業種となっている。

また、進学率（進学者数／進学希望者数）も高く、進学先については、専攻科や工学系の学部が中心となっている。

専攻科課程では、就職率（就職者数／就職希望者数）が極めて高く、就職先の業種は、主に製造業、建

設業、運輸・通信業、サービス業など、各専攻の専門性を活かし、各専攻で養成する人材像に沿った業種となっている。

また、進学率（進学者数／進学希望者数）も極めて高く、進学先については、工学系や情報系の大学院が中心となっている。

これらのことから、教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について、教育の成果や効果が十分に上がっていると判断する。

6-1-④ 学生が行う学習達成度評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

JABEE委員会とFD委員会により学生による学習・教育目標の達成度評価が行われている。この評価は「授業科目の理解度調査」、「学習・教育目標の細目の達成度評価」及び「学習・教育目標の総合的な達成度評価」により構成されており、「学習・教育目標の総合的な達成度評価」の結果は、「学習等達成度記録簿」に記入されることにより、学生が卒業（修了）までの学習・教育目標の達成度を、年次を追って確認することができるようになっている。

学生による学習・教育目標の達成度評価における評価項目は、学校の学習・教育目標の各項目であり、それに対応している準学士課程及び専攻科課程の卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力の各項目について直接に評価するものではないが、学習・教育目標の各項目における自己採点の平均値から、おおむね達成されている状況にある。

また、「学習等達成度記録簿」における学習・教育目標達成度記載欄の内容から判断して、学習・教育目標は、おおむね達成されている状況にある。

これらのことから、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や進路先などの関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業（修了）生や進路先などの関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取する取組として、認証評価委員会が主体となり教育活動に関するアンケート調査を実施している。このアンケート調査は、直接、卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力について問うているものではないが、卒業（修了）生に対して、「一般教養」や「基礎学力」など13項目の学力や資質・能力について「身に付いた程度」を問うものとなっている。その結果、「十分身に付いた」又は「ある程度身に付いた」と回答した者の割合が「外国語（英語）能力」及び「システムデザイン能力」では低いものの、全体としては、学力や資質・能力が身に付いたと捉えている。また、卒業（修了）生の就職先に対して行った「卒業（修了）生の能力評価」では「外国語（英語）能力」について「十分に満足できる」又は「ある程度満足できる」との回答がやや低いものの、全体としては、卒業（修了）生の学力や資質・能力を評価している。

これらのことから、在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しており、その結果からみて、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 卒業（修了）生の就職率（就職者数／就職希望者数）が高く、就職先の業種は、主に製造業、建設業、運輸・通信業、サービス業など、各学科の専門性を活かし、各学科で養成する人材像に沿った業種となっている。また、進学率（進学者数／進学希望者数）も高く、進学先は、専攻科や工学系の学部、工学系や情報系の大学院が中心となっており、各学科・専攻の専門性を活かし、各学科・専攻で養成する人材像に沿った進路先となっていることから、教育の目的に沿った成果や効果が十分に上がっている。
- 「学習等達成度記録簿」により、学生自身が学習・教育目標の達成度を、年次を追って確認するシステムは特色ある取組である。

基準 7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。
- 7-2 学生の生活や経済面並びに就職等に関する相談・助言、支援体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 学習を進める上でのガイダンスが整備され、適切に実施されているか。また、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

学習を進める上でのガイダンスとして、準学士課程、専攻科課程ともに入学時に新入生オリエンテーションが実施されているほか、準学士課程では学科ごとに研究室への配属や選択科目等の履修に関するガイダンスが実施されている。学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制として、すべての教員がオフィスアワーを設定している。また、準学士課程においてはクラス担任から、専攻科課程においては学生が配属された研究室の指導教員から、学習に関する指導・助言が行われている。

これらのことから、学習を進める上でのガイダンスが整備され、適切に実施されており、また、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され、機能していると判断する。

7-1-② 自主的学習環境（例えば、自主学习スペース、図書館等が考えられる。）及び厚生施設、コミュニケーションスペース等のキャンパス生活環境等が整備され、効果的に利用されているか。

自主的学習環境として、図書館、LL教室、情報基礎演習室及び情報応用演習室が整備されている。図書館は、平日は8時30分から20時まで、土曜日は9時から16時まで開館されている。LL教室には自学自習システムが導入されており、平日19時まで学生の利用が可能となっている。情報基礎演習室及び情報応用演習室は、平日の授業時間外のほか土曜日にも利用可能となっており、学生の自主的学習に配慮されている。さらに各教員の研究室前に確保されている「コモンスペース」が学生の自主学習の場として活用されている。

校内には、福利厚生施設として「磐陽会館」が整備され、学生のコミュニケーションスペースとしても利用されている。

これらのことから、自主的学習環境及びキャンパス生活環境等が整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズ（例えば、資格試験や検定試験受講、外国留学等に関する学習支援等が考えられる。）が適切に把握されているか。

学習支援に関する学生のニーズは、準学士課程においてはクラス担任による個人面談のほかホームルームや特別活動等を通じて把握されており、専攻科課程においては、特別研究の指導教員により把握されている。また、外国留学に関する学習支援のニーズは、国際交流委員会により適切に把握されており、資格試験や検定試験受講に関する学習支援のニーズは、資格担当教員を配置するなどの取組により適切に把握

されている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 資格試験や検定試験受講、外国留学のための支援体制が整備され、機能しているか。

資格取得及び検定試験に対する支援体制として、TOEIC受験を支援するためにTOEIC委員会が設置され、TOEICのIPテストを実施しているほか、LL教室に学習支援ソフトを導入し、授業で活用するとともに、19時まで学生の利用を可能とするなどの支援を行っている。また、準学士課程においては各種資格試験や検定試験について特別学修の単位認定が行われているとともに、各学科において各種資格試験や検定試験のための補講や団体受験を行うなどの支援が行われている。

外国留学を希望する学生に対する支援として、国際交流委員会が中心となり相談窓口が設けられている。

これらのことから、資格試験や検定試験受講、外国留学のための支援体制が整備され、機能していると判断する。

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生等）が考えられる。）への学習支援体制が整備されているか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

特別な学習支援が必要な者に対する学習支援体制として、留学生に対しては、外国人留学生規則に基づき国際交流委員会が支援に当たっているほか、留学生指導教員とチューターを配置し、学習面や生活面での支援を行う体制となっている。また、「外国人留学生規則の実施に関する申合わせ」に基づき、「日本語」、「日本事情」、「数学基礎」などの留学生を対象とした授業科目が開設されており、実用的な日本語能力の向上を図り、出身国によって履修状況や進度が異なる専門科目の基礎学力を補習する配慮がなされている。編入学生に対しては、編入学前に事前教育が行われており、編入学後は生活指導担当教員と学習指導担当教員が指導を行う体制となっている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援体制が整備されており、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-1-⑥ 学生のクラブ活動や学生会等の課外活動に対する支援体制が整備され、機能しているか。

学生のクラブ活動に対する支援として、すべてのクラブに顧問教員・職員が配置され、活動に対する指導・助言が行われているほか、必要に応じて外部から招へいたコーチが配置されている。また、クラブ活動に対して学生会費や後援会費による経済的支援が行われている。学生会活動に対しては、学生主事と学生会を担当する学生主事補との連携により指導・助言が行われており、活動経費は学生会費より支出されている。

これらのことから、課外活動に対する支援体制が整備され、機能していると判断する。

7-2-① 学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

学生の生活に係る指導・相談・助言は学生委員会と学級担任が中心となって行う体制となっている。また、学生相談室が整備されており、教員と看護師からなる相談室員及び非常勤の臨床心理士によるカウンセリングが行われているほか、精神科医によるカウンセリングが月1回行われている。

経済面に係る支援体制として、入学料免除・徴収猶予制度、授業料免除制度が整備されているほか、各種奨学金についても学級担任等を通して周知が図られており、実施状況から有効に機能している。

これらのことから、学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言を行う体制が整備され、機能していると判断する。

7-2-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生に対しては、国際交流委員会が中心となり、編入学直後にオリエンテーションが実施されているほか、その後の学習面、学校生活面、及び学生寮における生活面の指導をそれぞれ教務委員会、学生委員会及び寮務委員会の各担当主事補が分担・協力して行う体制になっている。3年次及び4年次の留学生には、通学生1名と寮生1名の計2名のチューターが配置されており、留学生への生活支援等を行っている。また、学生相談室によるカウンセリング、健康相談などが実施されている。学生寮に外国人留学生専用のシャワー室を設けるなど、施設面での配慮もなされている。

障害のある学生に対しては、管理棟及び講義棟にスロープやエレベータを設置するなどのバリアフリー化が実施されており、他の施設についても整備計画が進められている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者に対して、生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-2-③ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。

学生寮は、男子寮4棟、女子寮1棟が設置されている。学生寮には食堂、浴室、自習室、談話室が設置され、寮生の使用に供されている。学生寮はすべての寮生により構成されている寮生会が中心となり運営が行われており、教職員により構成されている寮務委員会による指導・支援が行われている。

また、教員が寮監となり事務職員と連携して宿日直業務を行っており、寮生に対する生活指導が行われている。規律ある生活を送らせるために寮には日課が定められ、夜の点呼時間から消灯までが静粛自習の時間とされており、その時間に上級生が下級生に勉強を教える「勉強会」が平成17年度から実施されている。

これらのことから、学生寮は、学生の生活及び勉学の場として有効に機能していると判断する。

7-2-④ 就職や進学などの進路指導を行う体制が整備され、機能しているか。

進学士課程では、学生の進路に関する希望について、学級担任が4年次に個人面談を実施して把握している。また、進路対策委員会が中心となり、進路指導のための年間スケジュールを策定し、それに沿ってガイダンス、模擬試験、講習会などが実施されている。各学科では、学級担任、学科長、卒業研究指導教員等が連携して、学生に対する就職や進学に関する指導・助言を行っており、進路別教育の時間を毎週1時間放課後に設定して、4年次と5年次の学生を対象に各種試験対策や編入学試験対策を実施しているほか、進路対策委員会を中心に就職・進学のガイドブックとなる「進路の手引き」が作成されており、4年次の学生全員に配付されている。

専攻科課程では、主として学生の特別研究の指導教員と専攻長との連携により進路指導が行われている。なお、求人や進学の資料収集・整理などの事務的支援は、学生課学生支援係により行われている。これらのことから、就職や進学などの進路指導を行う体制が整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

基準 8 施設・設備

- 8-1 教育課程に対応して施設、設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 学校において編成された教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、教室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館等、実験・実習工場さらには職業教育のための練習船等の設備等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

学校において編成された教育課程の実現にふさわしい施設・設備として、講義室、ゼミ室、LL教室、各種実験室が整備された講義棟、専門学科棟、専攻科棟のほか、ゼミ室、視聴覚室、音楽室等が併設されている図書館や情報処理教育センター、地球環境テクノセンター、実習工場が整備されている。また、運動施設としてグラウンド、体育館、武道館、プール等が整備されており、福利厚生施設として「磐陽会館」が整備されている。これらの施設は、授業、クラブ活動等で活用されているほか、LL教室、図書館、情報処理教育センター等は、授業時間外にも学生に開放されており、自学・自習の場としても活用されている。

バリアフリー化への配慮として、管理棟及び講義棟は改修時にスロープの設置やエレベータの整備などのバリアフリー化が実施されており、他の施設についても整備計画が進められている。

これらのことから、施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。

情報処理に関する教育及び研究のために、情報処理教育センターが設置されている。ワークステーション、パーソナルコンピュータでLANが構築され、学内LAN設備として各種サーバ類、ネットワーク管理機器やウイルス対策用のシステム等が設置されているほか、インターネットへは専用回線でTOPIC（東北学術研究インターネットコミュニティ）に接続されており、有効に活用されている。平成19年3月に校内LANスイッチの更新や無線LANのアクセスポイントの設置等を実施するなど、ネットワーク環境の整備が進められている。また、情報セキュリティポリシーが整備され、これらの情報ネットワークは、適切なセキュリティ管理がなされている。

これらのことから、情報ネットワークが十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

図書館には、約7万9千冊の図書のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料等が系統的に整備されており、長岡技術科学大学の電子ジャーナルコンソーシアムの利用も可能になっている。また、教育・研究に必要な図

書の選定・購入は、専門学科及び一般教科教員からなる図書館運営委員により行われている。また、図書館の利用促進を図るため、図書館内にリクエストボックスが設置されているほか、学生によるブックハンティングキャンペーンが行われており、図書館は利用者数と貸出冊数から有効に活用されている。

これらのことから、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員の資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され、評価を適切に実施できる体制が整備されているか。

教育活動の実態を示す資料として、定期試験に係る資料（定期試験問題・模範解答・学生の答案コピー、小テスト、課題レポート、成績一覧等）、実験のレポート類、卒業研究及び特別研究の評価シート、卒業研究論文及び特別研究論文、教員個人データ（JABEE受審用）、学生による学習等達成度記録簿、授業科目の理解度評価シート（学生の自己評価、学習・教育目標の達成度記録票）、学生による授業評価アンケート用紙、学級委員長との話し合い議事録（学生からの要望と学校側の回答）、学級担任会議議事録、数学・物理担当者と専門学科教員との懇談会議事録が、JABEE委員会、FD委員会、学生課教務係のほか各教員により適切に収集・蓄積されている。評価は、教育水準の向上を目的に設置された、点検及び評価に関する検討委員会のほか、専攻科委員会、JABEE委員会、FD委員会により適切に実施する体制となっている。

これらのことから、教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され、評価を適切に実施できる体制が整備されていると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

教育内容に係る学生の意見聴取のため、FD委員会が主体となり、授業評価アンケートが実施されている。また、毎年度1回「学級委員長との懇談会」が実施されており、この懇談会には、教職員側から教務、学生、寮務、FDなどの各委員会委員及び学生課職員が出席しており、各クラスの代表（学級委員長）と各クラスから出された授業や学生生活全般に係る懇談テーマと要望事項について、議論と意見交換を通して学生の意見の聴取が行われている。

授業評価アンケートの結果に基づく分析については、平成17年8月に発行された「平成12年度～17年度『自己点検・評価』報告書」に反映されている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学外有識者の意見を取り入れるために、近隣の大学、高等専門学校関係者、地方公共団体の関係者、教育関係者、地域産業経済関係者、卒業生などを委員（参与）とする参与会が設置され、外部評価が実施さ

れている。また、保護者の意見を聴取するため、年2回の学級懇談会が開催されているほか、保護者を対象とした公開授業日が設けられている。卒業（修了）生や企業等の学外者を対象として、平成16年度にJABEE委員会が、平成19年度には認証評価小委員会がそれぞれアンケート調査を実施しており、教育内容やその水準などについて意見の聴取が行われている。

平成16年度にJABEE委員会が行った卒業生及び企業等に対するアンケート調査の結果に基づく分析については、平成17年8月に発行された「平成12年度～17年度『自己点検・評価』報告書」に反映されている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 各種の評価（例えば、自己点検・評価、教員の教育活動に関する評価、学生による達成度評価等が考えられる。）の結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しなど具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

各種の評価の結果は、教務委員会、FD委員会、JABEE委員会等で所管事項について分析を行い、その結果を「点検及び評価に関する検討委員会」に報告し、その評価を受けることにより、教育の質の向上、改善に結び付けるシステムが整備されている。

参与会による外部評価での、英語教育の充実を求める意見を受けて、英語力の強化や問題解決能力・課題探求能力の早期育成を図るために教育課程の改定が行われている。

これらのことから、各種の評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しなど具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。また、個々の教員の改善活動状況を、学校として把握しているか。

個々の教員は、学生による授業評価アンケートの結果に基づき、評価結果に対する所見と改善策を授業改善計画書としてFD委員会に提出している。実際の改善状況については年度末に授業改善結果報告としてFD委員会に提出され、これにより個々の教員の改善活動状況を学校として把握するシステムとなっている。

個々の教員は、評価結果に基づいて、板書や説明の工夫等の授業の改善を行っているほか、シラバスの記述内容や使用する教材について改善を行っている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、継続的改善を行っており、また、個々の教員の改善活動状況を、学校として把握していると判断する。

9-1-⑥ 研究活動が教育の質の改善に寄与しているか。

個々の教員は、各自の専門分野の研究に取り組んでおり、その成果は準学士課程の「ミニ研究」、卒業研究及び専攻科課程の特別研究の指導に活かされている。教員が行っている専門研究に関連したテーマが5年次の学生の卒業研究や専攻科学生の特別研究のテーマに設定され、教員の研究活動が学生の研究指導の質の改善に寄与しており、その結果として、学生による学会等での研究発表が多数行われている。

これらのことから、研究活動が教育の質の改善に寄与していると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、組織として適切な方法で実施されているか。

FD委員会により、学生による授業評価アンケート、公開授業、教員間の相互授業参観、FD研修会、外部講師を招いてのFD講演会が実施されているほか、新規採用教員に対するオリエンテーション、学生の教育や生活指導等の問題についての議論を行う厚生補導研究会等が実施されている。また、平成18年度から「福島高専教育研究懇話会」による教職員の各種研究集会・研修会等の出席報告、内地研究員・在外研究員の報告、各教員の専門分野の研究発表などが行われている。

これらのことから、ファカルティ・ディベロップメントが、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

授業評価アンケートに基づく授業改善計画を検証した結果、アンケートの各項目の評価ポイントが上昇している教員が多いことから、授業評価アンケートの取組は、授業改善に結び付いている。

また、FD講習会から示唆を得て、授業評価アンケートについて、アンケート項目の見直しを行うなど、教育の質の向上や授業の改善に結び付けるための改善に向けた取組が開始されている。

これらのことから、ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 財務

- 10-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。
当校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行するために必要な校地・校舎・設備等の資産を有していると判断する。

また、学校として健全な運営を行っており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。
授業料、入学検定料、入学料等の諸収入の状況及び独立行政法人国立高等専門学校機構からの学校運営に必要な予算配分の状況から、教育研究活動を安定して遂行するための経常的な収入が確保されていると判断する。

10-2-① 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

収支に係る計画は、予算編成の基本方針に基づく予算配分計画が運営会議において審議・決定されている。

また、この計画については、運営会議議事要旨として事務部のウェブサイトに掲載されることにより、教職員に明示されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。
収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算については、予算編成の基本方針を策定し、運営会議で審議・決定された予算配分計画に基づき、関係部署に配分されている。

また、中期計画推進経費、校長戦略経費、学科・専攻科戦略経費、教員活動支援経費等の競争的配分経費を設けて、教員等からの申請に基づく配分方式を採用しており、ヒアリングを実施することにより、重点的に配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

学校を設置する法人である独立行政法人国立高等専門学校機構の財務諸表が、官報において公告され、ウェブサイトにも掲載されており、適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

会計監査については、独立行政法人国立高等専門学校機構において会計監査人による外部監査が実施されており、また、当校の会計監査実施規則に基づく内部監査が実施されていることから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 学校の目的を達成するために、外部有識者の意見が適切に管理運営に反映されていること。
- 11-3 学校の目的を達成するために、高等専門学校の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える態勢となっているか。

学校の目的を達成するため、校長及び主事（教務、学生、寮務の3主事）が置かれ、その職務、役割が学則に定められている。校務の円滑な運営を図るため、校長の下に副校長（教務主事、学生主事、寮務主事、専攻科長）、校長補佐（企画担当、評価担当、地域連携担当）、専攻長、学科長等が配置されている。また、校長を補佐し、校長の指揮に基づき、学校全体に係る重要事項について企画・立案、調整することを目的とする企画会と校長の諮問に応じて学校の重要事項について審議を行う運営会議が設けられているほか、教員会議、専攻科会議及び各種委員会が設けられている。各種委員会等からの案件については、企画会で検討され、整理・調整が行われた後、運営会議の審議を経て、最終的に校長により決定され、教員会議等で周知されており、校長のリーダーシップの下で効果的な意思決定が行える態勢となっている。

これらのことから、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える態勢となっていると判断する。

11-1-② 管理運営に関する各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。

管理運営に関する各種委員会として教務委員会、学生委員会、寮務委員会、点検及び評価検討委員会等の委員会が設置されている。それぞれの委員会は、委員会規則等により明確に定められた所掌事項について審議を行うなど、効果的に活動している。

事務組織は、学則と事務部組織及び事務分掌規則に基づき総務課と学生課の2課からなる事務部が設けられており、同規則により、事務部各課の所掌事務が明確に定められている。また、事務部長は校長の命を受け学校の事務を処理すると事務部組織及び事務分掌規則に定められており、事務部各課は役割を分担して事務部長の指揮監督の下、学校の管理運営に参画している。

これらのことから、管理運営に関する各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動していると判断する。

11-1-③ 管理運営の諸規定が整備されているか。

管理運営に係る諸規定として、学則のほか組織・運営、委員会、庶務・人事等に係る規定が整備されており、これらの諸規定は規則集としてまとめていることから、管理運営の諸規定が整備されていると判断する。

11-2-① 外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されているか。

外部有識者により組織された参与会が設置されており、教育研究活動等の状況について、評価を受けている。評価の状況及び委員からの意見・提言は報告書にまとめられ公表されており、これらの意見・提言は学内に周知され、対応について企画会、運営会議等で検討・審議が行われ、管理運営に反映されている。平成17年度に実施された参与会による外部評価では、教員の業績評価システムについて提言があり、その提言に基づき企画会及び運営会議で教員業績評価システムの評価項目・方法についての見直しが行われ、改善が図られている。

これらのことから、外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-3-① 自己点検・評価（や第三者評価）が高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、それらの評価結果が公表されているか。

平成5年12月に「点検及び評価に関する規則」を制定して点検及び評価に関する検討委員会を設置し、平成8年度に1回目の自己点検・評価を実施した。その後、平成12年度、平成17年度に自己点検・評価を実施しており、自己点検・評価の結果をまとめた報告書は、ウェブサイトに掲載されるなど、広く公表されている。

また、第三者評価である日本技術者教育認定機構によるプログラム評価を受審し、平成19年6月に認定を受けており、認定を受けた教育プログラムと認定結果はウェブサイトで公開されている。

これらのことから、高等専門学校の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価や第三者評価が行われ、かつ、それらの評価結果が公表されていると判断する。

11-3-② 評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されているか。

自己点検・評価と自己点検・評価に基づき実施されている参与会による外部評価結果は、運営会議や教員会議などの学内会議等で報告されることにより教職員にフィードバックされており、評価結果に基づき、改善の必要がある場合には、点検及び評価に関する検討委員会のほか、関係する委員会等において検討が行われるシステムとなっている。参与会による教員業績評価システム等に対する提言は、点検及び評価に関する検討委員会から企画会、運営会議、教員会議等に報告が行われることにより関係組織にフィードバックされており、具体的改善策が検討され改善が図られているなど、有効に運営されている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善に結び付けられるシステムが整備され、有効に運営されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 高等専門学校名

福島工業高等専門学校

(2) 所在地

福島県いわき市

(3) 学科等の構成

学 科：機械工学科，電気工学科，物質工学科，
建設環境工学科，コミュニケーション
情報学科

専攻科：機械・電気システム工学専攻，物質・
環境システム工学専攻，ビジネスコ
ミュニケーション学専攻

(4) 学生数及び教員数（平成19年5月1日現在）

学生数 単位：人

準学士課程	1	2	3	4	5	合計
機械工学科	42	43	44	38	35	202
電気工学科	44	40	44	40	38	206
物質工学科	43	40	44	39	40	206
建設環境工学科	43	40	41	39	32	195
コミュニケーション情報学科	42	42	39	41	38	202
計	214	205	212	197	183	1,011

専攻科課程	1	2	合計
機械・電気システム工学専攻	12	8	20
物質・環境システム工学専攻	8	8	16
ビジネスコミュニケーション学専攻	8	4	12
計	28	20	48

教員数 単位：人

区分	教授	准教授	講師	助教	合計
一般教科	9	8	7	0	24
機械工学科	4	4	1	2	11
電気工学科	4	3	2	1	10
物質工学科	4	4	3	2	13
建設環境工学科	4	3	1	2	10
コミュニケーション情報学科	4	1	4	1	10
計	29	23	18	8	78

2 特徴

福島工業高等専門学校（以下、「本校」という。）は、昭和36年6月の高専制度創設に伴い、高専の第一期校として昭和37年4月に当初「平工業高等専門学校」の校名で設立された。その後、昭和41年に当時の平市を含む近隣市町村の大同合併による新たな「いわ

き市」の誕生に伴い、昭和42年6月にその校名が「福島工業高等専門学校」に改称され、現在に至っている。本校は、これまで40数年間にわたり、福島県内における唯一の国立の工学系高等教育機関として実践的な技術者の育成に貢献し、平成19年4月現在で6,074名の卒業生（準学士課程）及び49名の修了生（専攻科課程）を社会に送り出してきた。

本校は、昭和37年の設立当初は機械工学科、電気工学科及び工業化学科の3学科であったが、昭和41年4月土木技術者の早期育成を目的として土木工学科が新設され、さらに平成6年4月情報技術を活用したコミュニケーション科学と技術に関する教育と研究を行う新しい学科のコミュニケーション情報学科が設置され、5学科体制となった。また、平成7年から8年にかけては、科学技術の進展と時代の要請に合わせ、土木工学科が建設環境工学科に、また工業化学科が物質工学科へとそれぞれ改組された。本校はその後平成15年度まで5学科体制であったが、平成16年4月、新たに「機械・電気システム工学専攻」、「物質・環境システム工学専攻」及び「ビジネスコミュニケーション学専攻」の3専攻から成る専攻科が設置された。本校はそれ以後、工学系4学科とビジネス系1学科から成る準学士課程と上記3専攻から成る専攻科課程を併せ持つ5学科1専攻科体制の高等教育機関として現在に至っている。

本校はこれまで、「広く豊かな教養と人間力の育成」、「科学技術の基礎的素養と創造性及び実践性の育成」及び「固有の才能の展開と国際的視野及びコミュニケーション能力の育成」を教育理念とし、工学系4学科では「①十分な基礎学力の上に専門知識を修得し、知識創造の時代に対応できる技術者、②モノづくりと環境保全の調和に配慮できる技術者、③外国語能力を備え、ビジネス系の知識も獲得した実践的技術者」の育成、またコミュニケーション情報学科では「①管理能力を持ったビジネス系の実践的職業人、②国際社会に対応したビジネスコミュニケーション能力を持った職業人、③情報技術を備え、工学的知識も獲得した実践的職業人」の育成に当たってきた。特に準学士課程ではモノづくりのための実験・実習を重視した早期実践教育を行っており、また専攻科課程では、本校の特徴である工学系及びビジネス系の専攻を併せ持つ利点を生かし、他高専では実現が困難と思われる従来の専門分野の枠を越えた工学系・ビジネス系融合のシナジー教育のカリキュラムの下で「経営のわかる実践的技術プロフェッショナル」及び「技術のわかる実践的ビジネスプロフェッショナル」の育成を目指した創造的な教育を行っており、教育研究のさらなる充実と高度化に努めている。

ii 目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

1. 福島工業高等専門学校の目的と使命

福島工業高等専門学校（本校）は「教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する」ことを目的とし、また、本校専攻科は「高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において学際的領域や広い視野に目を向けた高度な専門の学術を教授研究し、もって豊かな教養と人格を備え、広く産業の発展に寄与する人材を育成する」ことを目的として、「地球的視野から人や社会及び環境に配慮できる人間性豊かで国際的に通用する実践的且つ創造的な技術者及び職業人を育成する」ことを使命としている。本校では、その目的及び使命を達成するため、以下のような教育理念、学習・教育目標、養成する人材像及び卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力を定め、その実現に努力している。

2. 教育理念

本校では、独立行政法人国立高等専門学校機構法第3条に定められた高専機構の目的に沿い、教育理念として次の3項目を掲げている。

- 1) 広く豊かな教養と人間力の育成
- 2) 科学技術の基礎的素養と創造性及び実践性の育成
- 3) 固有の才能の展開と国際的な視野及びコミュニケーション能力の育成

3. 学習・教育目標

- 1) 地球的視野から人や社会や環境に配慮できる能力を養うために、倫理・教養を身につける。
- 2) 工学およびビジネスの幅広い基礎知識の上に、融合・複合的な専門知識を修得し、知識創造の時代に柔軟に対応できる能力を身につける。
- 3) 工学系科目－ビジネス系科目の協働（シナジー）効果により、複眼的な視野を持って自ら工夫して新しい産業技術を創造できる能力を身につける。
- 4) 情報収集や自己学習を通して常に自己を啓発し、問題解決のみならず課題探究する能力を身につける。
- 5) モノづくりやシステムデザイン能力を養うことにより、創造的実践力を身につける。
- 6) 情報技術を活用して、国際社会で必要なコミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力を身につける。

4. 養成する人材像

本校の準学士課程は工学系4学科及びビジネス系1学科、また専攻科課程は工学系2専攻及びビジネス系1専攻から構成されており、「工学－ビジネス」の融合したシナジー教育が特色である。以下に、本校で養成する人材像を列記する。

A. 工学系の学科と専攻

- 1) 十分な基礎学力の上に専門知識を修得し、知識創造の時代に柔軟に対応できる技術者
- 2) モノづくりと環境保全の調和に配慮できる技術者
- 3) 外国語能力を備え、ビジネス系の知識も獲得した実践的技術者

B. ビジネス系の学科と専攻

- 1) 管理能力を持ったビジネス系職業人
- 2) 国際社会に対応したビジネスコミュニケーション能力を持った職業人
- 3) 情報技術を備え、工学的知識も獲得した実践的職業人

準学士課程の各学科で養成する人材像

学 科	目標と養成する人材像
機械工学科	機械工業のみならず一般産業を含めた広い分野において科学技術の進展に対処できる機械技術者の育成
電気工学科	電気・電子・情報技術を中心として産業界の分野で活躍できる技術者の育成
物質工学科	時代のニーズに即した種々の機能性材料を開発、生産する化学、医薬品、食品工業をはじめ、機械、電気、電子工業などの素材技術者の育成
建設環境工学科	建設技術の基礎の上に、自然環境に配慮しながら持続可能な開発や社会基盤施設の建設に対応できるシビルエンジニアの育成
コミュニケーション情報学科	「ビジネス」、「英語」、「情報」に重点を置いたコミュニケーション科学に関する教育・研究により、ビジネス社会の現場で活躍できる人材の育成

専攻科課程の各専攻で養成する人材像

専 攻	目標と養成する人材像
機械・電気システム工学専攻	準学士課程の機械工学科、電気工学科のそれぞれの専門的な基礎の上に、機械設計関連、システム制御関連、電子物性関連及び情報関連分野に関する高度で応用性の高い専門科目を履修する。さらに高度な環境工学関連の科目を履修する。さらにビジネス系科目を履修することにより、自己の専門領域を超え、環境への影響を考慮しつつ先端に柔軟に対応できるスキルを身に付けた「実践的技術プロフェッショナル」の養成をめざす。
物質・環境システム工学専攻	準学士課程の物質工学科、建設環境工学科のそれぞれの専門分野の基礎学力を充実させ、その応用性や専門性を深めさせ、さらに、技術経営論やベンチャービジネス論などのビジネス系科目を履修することにより、境界領域分野や高度情報化社会における先端技術の開発や技術移転にも対応できる「実践的技術プロフェッショナル」の養成をめざす。
ビジネスコミュニケーション学専攻	準学士課程のコミュニケーション情報学科の英語、情報、コミュニケーション科学を中心とした社会科学の基礎の上に、経営管理系科目、生産管理系科目、ベンチャー・地域計画学の専門科目を履修する。さらに工学系科目を履修することにより、工学的知識を獲得し、利用できるスキル、国際社会に対応したビジネスコミュニケーション能力、モノづくりの生産ラインに係わるマーケットリサーチ、企画、開発、生産、流通管理、販売の実務能力を併せ持ち、地域に根ざしたグローバルな視点を持つ「実践的ビジネスプロフェッショナル」の養成をめざす。

5. 卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力

A. 卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力（準学士課程）

- 1) 人や社会や環境に配慮できる能力を養うための倫理・教養
- 2) 工学およびビジネスの幅広い基礎知識を修得し、柔軟に対応する能力
- 3) 複眼的な視野を持って自ら工夫し、新しい技術を創造する能力
- 4) 情報収集や自己学習を通して常に自己を啓発し、問題解決や課題探求する能力
- 5) モノづくりやデザイン能力を生かした創造的実践力
- 6) 情報技術を活用したプレゼンテーション能力とコミュニケーション能力

B. 修了時に身に付けるべき学力や資質・能力（専攻科課程）

- 1) 地球的視野から人や社会や環境に配慮できる能力を養うための倫理・教養
- 2) 工学およびビジネスの幅広い基礎知識の上に、融合・複合的な専門知識を修得し、知識創造の時代に柔軟に対応できる能力
- 3) 工学系科目－ビジネス系科目の協働（シナジー）効果により、複眼的な視野を持って自ら工夫して新しい産業技術を創造できる能力
- 4) 情報収集や自己学習を通して常に自己を啓発し、問題解決のみならず課題探究する能力
- 5) モノづくりやシステムデザイン能力を生かした創造的実践力
- 6) 情報技術を活用した、国際社会で必要なコミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力

iii 自己評価の概要（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

基準1 高等専門学校の目的

本校では、学校創立時に「学校の目的」を定め、その後「教育理念」や「学習・教育目標」等が設定されて現在に至っている。また、準学士課程や専攻科課程及び各学科や各専攻ごとに「養成する人材像」を定めると共に、さらに「卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力」を定めることにより、学生が本校で学修する際の具体的指針を示している。

本校では、「学校の目的」を高等専門学校設置の趣旨及び学校教育法に定める高等専門学校の目的を踏まえて定めており、「教育理念」や「学習・教育目標」については、学校教育法に定める高等専門学校の目的との関連を意識して策定していることから、本校の目的は学校教育法の規定からはずれるものではない。

本校では、先に行ったアンケート調査の結果から、教職員や学生等の構成員、また卒業（修了）生や企業等学外者に対しても、本校の目的、教育理念、学習・教育目標等が概ね周知されていることが明らかになっているが、さらに学生に対しては校内掲示や授業及びホームルーム等、また教職員に対しては研修等を通じてその周知徹底を図る取り組みも行っている。

また、本校の目的や教育理念、養成する人材像等は、学校のホームページや「学校要覧」等の配付資料及び地元新聞の連載記事にも掲載され、広く社会に公表されている。

基準2 教育組織（実施体制）

準学士課程の5学科（機械工学科、電気工学科、物質工学科、建設環境工学科、コミュニケーション情報学科）及び専攻科課程の3専攻（機械・電気システム工学専攻、物質・環境システム工学専攻、ビジネスコミュニケーション学専攻）は、「広く豊かな教養と人間力を備え、科学技術の基礎的素養と創造性及び実践性に富み、国際的な視野及びコミュニケーション能力を身に付けた実践的且つ創造的な人材を育成する。」という教育目的に沿った編成になっている。さらに、本校の学習・教育目標の一つである「3. 工学およびビジネスの幅広い基礎知識の上に、融合・複合的な専門知識を修得し、知識創造の時代に柔軟に対応できる能力を身につける。」を達成するための全学科共通の教育施設である情報処理教育センター、地域との連携に係る共同研究や技術開発及び学生の技術指導や教育研究支援を行う地域環境テクノセンターを設置しているが、これらは本校の教育目的を達成する上で十分に機能し且つ適切なものとなっている。

教育活動の展開や教育課程全体の企画調整のための委員会として教務委員会や専攻科委員会が設けられ、重要事項については運営会議での議を経て校長が決定するシステムが採られているが、これらが相互且つ有効に機能し活動している。また、教育指導面では、学級担任制度が制度化され、学級担任連絡会議、学科間及び教科間の連絡会、非常勤講師との懇談会等が定期的に開催され、教員間の連携を図っている。さらに、教育活動を有効且つ円滑に運営するために、学生課事務職員と技術部技術職員が教員と相互且つ緊密に連携し、学生の教育指導を支援する体制が整備されている。

基準3 教員及び教育支援者

一般科目担当の専任教員及び専門科目担当の専任教員の数は、いずれも高等専門学校設置基準を満たしている。一般科目担当の教員は、「福島高専の学習・教育目標」等に沿った教育課程の授業科目構成に合わせて、各教科にバランスよく配置されている。また、専門科目担当の教員は、各自の専門分野に対応した科目を担当するようになっているほか、企業での実務経験者や技術士や税理士の資格を有する専任教員も配置している。専攻科担当教員は「福島工業高等専門学校専攻科を担当する教員に関する要項」により選考され、十分な研究実績をもつ博士

の学位取得者を中心に配置されており、また、本校の特色であるシナジー教育や技術経営教育に適任の専任教員を配置している。

専任教員の採用に当たっては、年齢、性別のみならず企業での実務経験、教育経歴や技術士等の資格の取得状況も考慮し、教員組織の活動の活発化を図るとともに、専任教員の在職中における学位取得の積極的な支援や教育活動等で功績のあった教職員の表彰も行っている。

教員の採用・昇任については、高等専門学校設置基準のほか「福島工業高等専門学校教員選考基準」、「福島工業高等専門学校教員選考内規」、「福島工業高等専門学校における教員採用選考の取扱について」等に基づいて適切に行っており、採用には公募制を導入している。また、昇任にあたっては、教育業績（教育上の能力）、研究業績、校務分掌での経歴及び学位取得状況等の基準を満たすことを条件としている。

教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施する組織として、点検及び評価検討委員会とFD委員会の2つが設置されており、「国立高等専門学校教員顕彰実施要項」、「福島工業高等専門学校における教員業績評価システムについて」に基づいて評価が行われている。この結果は、競争的研究費の配分と国立高等専門学校機構の教員顕彰制度への推薦にも適用している。

また、編成された教育課程を展開するために、教育支援者として学生課教務係、学生課図書係、技術部が配置され、学生の教育指導に関して有効な教育支援が行われている。

基準4 学生の受入

準学士課程については、入学試験委員会の下で本校の「教育理念」、「学習・教育目標」等に基づいて「福島工業高等専門学校の入学者受入方針」及び「各学科の入学者受入方針」が策定され、その周知が教職員や学生等の学校の構成員に対してなされている。また、将来の学生を含む社会に対しては、入学者対策専門部会が中心となり、刊行物等の配布、学校ホームページへの掲載、学校説明会等での説明により公表・周知している。

専攻科課程に関しては、専攻科委員会の下で「福島工業高等専門学校専攻科及び各専攻の入学者受入方針」が策定され、その周知が学校の構成員に対しては教員会議及び専攻科会議での説明や刊行物の配布等でなされている。また、将来の学生を含めた社会に対しては、刊行物の配布及び本校ホームページへの掲載、専攻科説明会等での説明により公表・周知している。

準学士課程の入学者選抜は、「推薦による選抜」と「学力検査による選抜」の2つの方法で実施されているが、平成18年度入学者選抜から入学者受入方針に沿った選抜方法が、また、準学士課程への編入学者選抜では、平成20年度編入学試験から「推薦による選抜」と「学力検査による選抜」との2つの選抜方法が導入された。準学士課程における入学者選抜の検証と改善は、入学者選抜方法等研究専門部会が入学者の追跡調査とデータ分析、入学者選抜方法等に関する研究を継続的に行い、新たな改善案を入学試験委員会で審議するという体制が採られている。また、専攻科課程では専攻科委員会及び専攻科会議が入学者選抜の改善と検証を継続的に行っている。

本校の準学士課程においては、入学試験合格発表後の入学辞退者は非常に少なく、毎年入学定員の1.05倍以内の実入学者数が確保されており、入学定員と実入学者数との適正化が図られている。また、専攻科課程の実入学者数は、入学定員を超えてはいるが、専攻科担当の専任教員数に比して特に過大な状況でなく、教育・研究指導面での支障は出ていない。

基準5 教育内容及び方法

＜準学士課程＞

本校の学習・教育目標に沿って学科毎に授業科目が適切に配置され且つ学年間の関連を考慮した教育課程となっており、教育内容の体系性が確保されている。また、各授業科目に対応して、その授業概要、到達目標、授業

福島工業高等専門学校

計画、評価方法等を記載したシラバスを、本校で開発された「シラバス作成支援システム」を利用して各教員が作成し、ホームページ上でも公開している。各授業科目は、それぞれの到達目標を十分実現できるように、講義、演習、実験・実習等が組み合わされた適切な授業形態となっている。本校では、平成18年度から、全学科2年生を対象に、全教員の指導のもと、専門分野の枠を超えた自由な発想・創造性を生かした科目として「ミニ研究」を開設し、ポスターセッション形式の「ミニ研究発表会」を実施するなどの新しい試みも行っている。

成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が明確に定められ、学生に周知されている。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されている。

教育課程の編成において、1学年～3学年に「特別活動」を実施するとともに、毎朝行われるショートホームルームや各種委員会の企画による集会やイベント、さらに各学科で開催する学科講演会などを通じて、人間の素養の涵養と人間力の育成に努めている。また、全教員による各クラブの指導体制も整っており、「文武両道」の教育方針の下で、多くの学生が積極的にクラブ活動に参加している。

<専攻科課程>

教育課程は準学士課程との連携を考慮して編成されており、授業科目は本校の学習・教育目標に照らして適切に配置され、体系化されている。講義、実験、実習等の科目がバランスよく配置され、また、「製品開発論」等の講義科目のほか、「インターンシップ」や「特別セミナー」、「特別研究」等の実施を通じて実践力や課題探求・問題解決能力を養い、創造性を育む（PBL）教育を実践している。

シラバスも適切に作成され公開されており、講義の内容や進度の確認及び学生の自主的な学習等に、有効に利用されている。他の高等教育機関（茨城高専、茨城大学、福島県内の他の高等教育機関）との単位互換協定も締結され、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応できる教育システムとなっている。

「特別研究」の指導は、学生数が教員一人当たり1～2人と少人数なためきめ細かい指導がなされており、学内での発表会のほか一般市民を対象とする公開発表会も実施しており、さらに、学生全員に修了時まで一回以上の学協会等での発表を義務づけている。

成績評価・単位認定規定、修了認定規定が策定され、その内容が学生に周知されており、成績評価、単位認定及び修了認定が適切に実施されている。

基準6 教育の成果

本校では、学習・教育目標ごとに設定した卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力及び養成する人材像等についての達成状況を、学習・教育目標に対する各授業科目の関与割合を加味して総合的に把握・評価する独自の取組を行っている。準学士課程においては、毎年90%以上の学生が上位の学年に進級し、特に5年生は97%以上が卒業要件を満たして卒業する状況になっている。また、近年多くの学生が各種資格検定試験にチャレンジし、合格または資格取得後に、本校が定める特別学修として単位認定を受けている。さらに、卒業研究や特別研究については、その成果を学会等で発表する学生が多くなり、その発表件数の増加とともに発表内容も年々向上している。

本校では、準学士課程と専攻科課程のいずれについても、FD委員会による授業アンケート調査及び学習・教育目標の達成度評価を実施し、毎年学生の意見を聴取している。これらの結果によれば、学生自身の学習・教育目標に対する達成度は概ね良好である。

卒業（修了）生及び企業等学外関係者対象のアンケート調査を実施し、卒業（修了）生の学習及び研究の内容、学力や資質・能力等に関する意見を聴取する取り組みを行っている。その結果によれば、多くの卒業（修了）生から「本校で受けた教育に満足している。また、社会に出てから役に立っている。」、一方、企業等学外関係者の多くから「本校の卒業（修了）生に満足している。」との回答を得ており、それらの結果から本校における教育の

成果や効果が上がっていると判断できる。

基準 7 学生支援等

基準 7-1 の学生支援等に関しては、準学士課程及び専攻科課程においてそれぞれ入学時に入学ガイダンスを実施しているほか、各学科においてもそれぞれ特色のあるガイダンスを行っている。

学習支援として、教員全員がそれぞれオフィスアワーを設定し学習指導を実施しており、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され機能している。

各学科、専攻科、TOEIC 委員会、国際交流委員会等が中心になり、資格検定試験や外国留学等の学生の支援に取り組んでいる。各種資格の取得奨励のため、学校が指定する各種資格検定の一覧表を作成して学生に提示し、資格取得の学生に対しては特別学修として単位を認定するなどの措置を講じており成果を上げている。国際交流委員会や学級担任を中心として、留学生の学習支援を行っている。また編入学生に対しては、学習指導担当教員と生活指導担当教員の 2 人による指導体制を設けて学習面等の支援に当たっている。なお、本校では、過去に障害を持つ学生等を受け入れた実績がないことから、このような学生等への支援体制の整備については、今後さらなる検討が必要である。

全てのクラブ団体に顧問教員・職員を配置し、学生のクラブ活動の支援と指導に当たっている。その結果として、多くの学生がクラブ活動や愛好会の活動等に参加し、各種の大会やコンテストに出場して好成績を残している。

基準 7-2 の学生生活支援に関しては、学生委員会や学級担任を中心に、学生の厚生補導、生活指導、交通指導に当たっている。学生の厚生補導施設としての保健室や学生相談室も整備され、学生の健康面及び生活面での支援を行っている。また、各種の奨学金制度や授業料免除制度も整備され、経済的に就学困難な学生への支援に活用されている。

寮務委員会と寮務係が中心になり、寮生の生活面での支援を行っている。ほとんど全ての教員が寮監として宿日直業務に当たり、事務系職員と連携して寮生を援助・支援するシステムが採られている。施設的には老朽化が目立つ部分があるものの、生活及び学習の場としての寮環境は整備されている。

本校準学士課程では、進路対策委員会が中心になり、4、5 年生を対象に進路別教育を実施し、また専攻科課程では、主に学生の「特別研究」の指導教員と専攻長が連携して進路指導に当たっており、学生の就職や進学などの進路指導体制が整備され、有効に機能している。

基準 8 施設・設備

本校の教育課程の実施に必要な教室、実験室、演習室、自習室、図書館、情報施設、自習・休憩施設及び食堂等が十分整備され、有効に活用されている。平成18年3月に専攻科棟が竣工・完成したことで、さらに施設・設備が充実したが、実習工場や各学科の基盤施設、体育施設、図書館、寮の施設・設備等については一部老朽化が進み且つバリアフリー化未対応の箇所があり、早急な改修・整備が必要である。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

本校における教育活動の実態を調べるために、各種の資料やデータがFD委員会、JABEE委員会、認証評価委員会、点検及び評価に関する検討委員会等により収集され、それらのデータ分析と評価が適切に実施できる体制が整備されている。学生からの意見聴取として、学生による授業評価アンケートを実施している。この授業アンケートで示された学生からの意見や要望及び評価については、FD委員会が結果を取りまとめ、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映できるように、改善計画とその報告を授業担当者に義務づけている。

学外者の意見を取り入れるために参与会を設置し、そこで示された意見や提言を自己点検・評価に適切に反映

福島工業高等専門学校

させ、改善に向けた取り組みを行っている。各教員は、授業公開やアンケート結果を基に授業の改善計画、実施報告を行っており、継続的な改善努力を促すシステムが運用されている。

教員の研究活動は、準学士課程及び専攻科課程の学生の研究指導に有効に活かされ、教育にフィードバックされている。本校ではファカルティ・ディベロップメントとして、厚生補導研究会、教育研究談話会、FD講演会などを毎年定期的で開催し、教員の資質向上に取り組んでいる。

基準 10 財務

本校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって安定して遂行できる資産を有しており、また、学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されている。今後は、運営費交付金のほかに外部資金を獲得するなどして、なお一層教育研究活動を安定して遂行できるよう努めなければならない。

学校の目的を達成するための活動の財務上の基盤として、適切な収支に係る計画が策定され且つ関係者に明示されており、収支の状況に関して過大な支出超過とはなっていない。また、各学科・教員などからのプロポーザルに基づく資源配分方式により、適切な資源配分を行っている。

これらに係わる財務諸表等についても、学校要覧、ホームページ等により適切な形で公表されており、財務に対して内部会計監査が適正に行われている。

基準 11 管理運営

本校の管理組織については、校長をトップに学校教育法施行規則の規定に基づく「主事」や学内規則に基づく「校長補佐」、「専攻科長」、「専攻長」、「学科長」、事務部長等の人員配置の下に組織されている。また、本校の運営組織としては、校長、企画会、運営会議、教員会議・専攻科会議、各種委員会等が系列的に組織され、それぞれ関係する規則等も整備され役割が明確になっている。

本校では、運営会議を本校の意志決定機関として位置付けており、学校運営における意志決定が効果的に行えるよう体制が整っている。さらに、校長指揮の下に学校全体に係る重要事項の企画・立案、調整を担当する企画会を配置し、校長が全体を把握しリーダーシップを発揮できる態勢がとられており、管理運営組織として効果的に機能している。評価に関しては、平成5年度に点検及び評価に関する規則を制定し、点検及び評価に関する検討委員会を中心に平成8年度、平成12年度、平成17年度に自己点検評価を実施している。平成12年度、平成17年度には外部評価も受け、評価結果についてはその都度報告書を作成し外部に公表しており、評価に基づく意見や提言等については、学内に構築されているシステムを通して検討され、改善が図られている。

本校の評価システムとしては、自己点検・評価、外部有識者による外部評価（参加会）のほか、後援会総会、保護者懇談会、協力団体・企業・卒業生等からのアンケート評価、学生による評価等があり、これらの評価結果や意見・提言等についても学校運営に反映させているが、さらに充実させるために「福島高専改善システム」を有効に機能させるための組織化が重要である。また、参加会の開催数を多くして外部の意見を積極的に取り入れることが必要となる。

iv 自己評価書等

対象高等専門学校から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200803/kousen/jiko_fukushima.pdf